

辰野町ゼロカーボン・アクション実行委員会会則

この会は辰野町ゼロカーボン・アクション実行委員会（以下「実行委員会」という）という。

（目的）

第1条 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するための施策（以下「ゼロカーボン推進事業」という）を実施することにより、町民の環境問題への意識を向上させ、連帯感を高めるとともに、持続可能なまちづくりを図ることを目的とする。

（事業）

第2条 実行委員会は、辰野町と共同してゼロカーボン推進事業とその実施に付随する事業を行う。

（役員）

第3条 実行委員には次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 3名
- （3） 会計 事務局
- （4） 監事 若干名

（構成）

第4条 実行委員会は、個人、団体及び企業をもって組織する。

（職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名された副会長が、職務を代行する。
- 3 会計は実行委員会の会計事務を行い、会計年度終了後速やかに、実行委員会に決算報告を行う。
- 4 監事は、実行委員会の会務と会計事務を監査し、決算審査を行う。審査後は、会計監査報告書を作成し実行委員会に報告する。

（役員の選出）

第6条 会長、副会長及び監事の任期は1年とし、委員の互選により選出する。ただし再任は妨げない。

（会議）

第7条 実行委員会は、会長が招集し、主宰する。

2 実行委員会は次の事項を議決する。

- （1） 事業の基本方針
- （2） 実施計画

(3) 予算及び決算

(4) その他事業に関する事項で実行委員会が必要と認めた事項

3 実行委員会は、事業実施に必要なゼロカーボン推進事業全般にわたる調査、研究を行う。

(事務局)

第8条 実行委員会は事務局を辰野町役場 総務課内に置く。

2 事務局は実行委員会の庶務及びゼロカーボン推進事業の事務を行い、会計の職を担う。

(運営経費)

第9条 委員会運営及び事業実施に係る経費は個人又は団体、企業からの協賛金及び町の予算をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。ただし、実行委員会発足初年度は、発足の日から翌年の3月31日とする。

(会則の変更)

第11条 この会則の変更は、委員会において出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第12条 この会則に定めるものの他に必要な事項については、委員会の議決を経て、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、公布の日から施行する。

この改正は、令和6年5月31日から施行する。